

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第611号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月6日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 社会医療法人朋仁会整形外科北新東病院

(2) 所在地 札幌市東区伏古5条3丁目3番2号

2(1) 名 称 社会医療法人朋仁会整形外科北新病院

(2) 所在地 札幌市白石区菊水元町3条3丁目1番18号

北海道告示第612号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

令和2年10月6日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項及び新札幌循環器病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改め、社会医療法人社団三草会クラーク病院の事項中

「社会医療法人社団三草会 クラーク病院 札幌市東区本町2条4丁目8番20号」を

「社会医療法人社団三草会 クラーク病院 札幌市東区本町2条4丁目8番20号 令和 5. 9.30

社会医療法人朋仁会整形外科北新病院 札幌市東区北8条東4丁目1番5号 令和 5. 8.19 に改め、医療法

人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中

「医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器 札幌市清田区北野1条2丁目11番30号 令和 4. 6.30

病院 札幌市清田区北野1条2丁目11番30号 令和 4. 6.30

「医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器 病院 札幌市清田区北野1条2丁目11番30号 令和 4. 6.30

医療法人美脳札幌美しが 札幌市清田区真栄4条5 令和 5. 9.30

目 次

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 5

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（地域医療課） 5

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課） 5

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 6

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 6

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 6

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 7

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 8

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月6日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第86号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.75パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和2年8月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

丘脳神経外科病院 丁目19番19号 』 療法人朋仁会整形外科北新東病院及び社会医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項を削る。 函館市の項医療法人社団健和会函館おおむら整形外科病院の事項及び函館市医師会病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 旭川市の項医療法人中島病院の事項及び医療法人社団博彰会佐野病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項及び医療法人東北海道病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 北見市の項北見赤十字病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 北見市の項の次に次の1項を加える。 夕張市 夕張市立診療所 夕張市社光20番地 令和 5. 9.30 苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 千歳市の項市立千歳市民病院の事項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 寿都町の項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 羽幌町の項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 幌延町の項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。 置戸町の項中「平成32. 9.30」を「令和 5. 9.30」に改める。	興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第614号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和2年10月6日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林 帯広市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第613号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和2年10月6日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字入舸町字番屋ノ沢614（次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振	総合振興局告示及び振興局告示 北海道オホーツク総合振興局告示第134号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年10月6日 北海道オホーツク総合振興局長 橋本智史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和2年9月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 北見日産自動車株式会社 (2) 住所 北見市常盤町6丁目2番地10 4 落札金額 2,060,036円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年8月7日付け北海道オホーツク総合振興局告示第105号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局告示第135号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年10月6日 北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和2年9月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 オホーツクスズキ販売株式会社 (2) 住 所 北見市本町5丁目10番25号 4 落札金額 1,570,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年8月7日付け北海道オホーツク総合振興局告示第105号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	1(1) 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table> <tr><td>ア 灯油その1（鷹栖地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>22,000リットル</td></tr> <tr><td>イ 灯油その2（旭川A地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>33,400リットル</td></tr> <tr><td>ウ 灯油その3（旭川B地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>98,600リットル</td></tr> <tr><td>エ 灯油その4（旭川C地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>21,600リットル</td></tr> <tr><td>オ 灯油その5（東川地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>25,900リットル</td></tr> <tr><td>カ 灯油その6（美瑛地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>5,400リットル</td></tr> <tr><td>キ 灯油その7（上川地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>6,900リットル</td></tr> <tr><td>ク 灯油その8（愛別地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>2,000リットル</td></tr> <tr><td>ケ 灯油その9（美深地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>14,200リットル</td></tr> <tr><td>コ 灯油その11（名寄地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>99,400リットル</td></tr> <tr><td>サ 灯油その12（士別地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>13,600リットル</td></tr> <tr><td>シ 灯油その13（富良野地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>46,500リットル</td></tr> </table> (2) 落札者を決定した日 令和2年9月23日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア (1)のア及びイ (ア) 氏 名 旭川石炭燃油株式会社 (イ) 住 所 旭川市大町2条7丁目21番地287 イ (1)のウ (ア) 氏 名 五東石油株式会社 (イ) 住 所 旭川市1条通19丁目右3号 ウ (1)のエ及びオ (ア) 氏 名 旭川ガス株式会社 (イ) 住 所 旭川市4条通16丁目左6号 エ (1)のカ、キ及びケからサまで (ア) 氏 名 茂田石油株式会社 (イ) 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号 オ (1)のク (ア) 氏 名 ミナミ石油株式会社 (イ) 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号 カ (1)のシ (ア) 氏 名 日下石油倉庫株式会社 (イ) 住 所 富良野市若葉町2番20号 (4) 落札金額	ア 灯油その1（鷹栖地域）（1リットル当たりの単価）	22,000リットル	イ 灯油その2（旭川A地域）（1リットル当たりの単価）	33,400リットル	ウ 灯油その3（旭川B地域）（1リットル当たりの単価）	98,600リットル	エ 灯油その4（旭川C地域）（1リットル当たりの単価）	21,600リットル	オ 灯油その5（東川地域）（1リットル当たりの単価）	25,900リットル	カ 灯油その6（美瑛地域）（1リットル当たりの単価）	5,400リットル	キ 灯油その7（上川地域）（1リットル当たりの単価）	6,900リットル	ク 灯油その8（愛別地域）（1リットル当たりの単価）	2,000リットル	ケ 灯油その9（美深地域）（1リットル当たりの単価）	14,200リットル	コ 灯油その11（名寄地域）（1リットル当たりの単価）	99,400リットル	サ 灯油その12（士別地域）（1リットル当たりの単価）	13,600リットル	シ 灯油その13（富良野地域）（1リットル当たりの単価）	46,500リットル
ア 灯油その1（鷹栖地域）（1リットル当たりの単価）	22,000リットル																								
イ 灯油その2（旭川A地域）（1リットル当たりの単価）	33,400リットル																								
ウ 灯油その3（旭川B地域）（1リットル当たりの単価）	98,600リットル																								
エ 灯油その4（旭川C地域）（1リットル当たりの単価）	21,600リットル																								
オ 灯油その5（東川地域）（1リットル当たりの単価）	25,900リットル																								
カ 灯油その6（美瑛地域）（1リットル当たりの単価）	5,400リットル																								
キ 灯油その7（上川地域）（1リットル当たりの単価）	6,900リットル																								
ク 灯油その8（愛別地域）（1リットル当たりの単価）	2,000リットル																								
ケ 灯油その9（美深地域）（1リットル当たりの単価）	14,200リットル																								
コ 灯油その11（名寄地域）（1リットル当たりの単価）	99,400リットル																								
サ 灯油その12（士別地域）（1リットル当たりの単価）	13,600リットル																								
シ 灯油その13（富良野地域）（1リットル当たりの単価）	46,500リットル																								
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																									
北海道教育庁上川教育局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。 令和2年10月6日 北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平																									

ア 52円80銭 イ 52円70銭 ウ 52円40銭 エ 52円80銭 オ 55円50銭 カ 59円90銭 キ 66円60銭 ク 65円49銭 ケ 76円00銭 コ 59円90銭 サ 58円80銭 シ 58円80銭 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 令和2年8月9日付け北海道教育庁上川教育局告示第56号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量 灯油その10（下川地域）（1リットル当たりの単価） 8,600リットル (2) 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月28日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 ミナミ石油株式会社 イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号 (4) 随意契約に係る契約金額 73円40銭 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	北海道警察本部告示第433号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年10月6日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 モバイル解析システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 令和2年9月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 落札金額 1,383,030円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年7月31日付け北海道警察本部告示第352号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第434号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和2年10月6日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 運転者管理システム用機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月18日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 随意契約に係る契約金額 23,034,000円 5 契約の相手方を決定した手続
道 警 察 本 部 告 示	

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
